

各 県 立 学 校 長 殿

教 育 長

新型コロナウイルス感染症に係る新学期にあたっての
学校の対応について（4月6日～24日）

新学期にあたり、4月6日から24日までの間、県内の学校において、特に対応いただきたい点をまとめましたので、各学校においては、下記の点に留意し、引き続き緊張感をもって、感染症対策の徹底を図るよう、お願いします。

なお、文部科学省が示す学校の行動基準は、「レベル2」を継続することを申し添えます。

記

1 新年度における保健管理体制の整備について

- ・ 校長から保護者に、新年度における連絡方法等の確認や基本的な感染症対策を依頼する案内文書と、学校や家庭生活において児童生徒が心掛ける取組みをまとめたチェック表を配付し、連絡体制の確認と感染症対策の徹底を促すこと。
- ・ 新入生の健康情報等に関する教職員間の情報共有、緊急時の保護者連絡先の把握や登校前の健康観察の徹底等、新年度における保健管理体制の整備に努めること。
- ・ 特に、児童生徒や教職員の感染が判明した際の学校の対応について、全職員で共通理解を図り、学校組織として迅速に対応できるよう、準備をしておくこと。
- ・ 始業式や入学式を実施する場合は、感染症対策を徹底するとともに、感染者が発生した場合の対応等も検討しておくこと。

2 児童生徒及び教職員の心身状況の把握、心のケア等

- ・ 本人やその家族に風邪症状等がある場合は、登校や出勤を控えるよう周知徹底し、授業日においては出席停止とする等、柔軟な対応をとること。
- ・ 児童生徒本人は行政検査の対象になっていないものの、家族が行政検査の受検を予定している、または、検査結果を待っている間に、児童生徒が陽性と判明するケースがあることを本人や保護者に周知するとともに、本人や保護者から登校を控えたいと申し出があった場合は、出席停止にする等、柔軟な対応をとること。
- ・ 登校時の健康観察（検温結果及び健康観察票等の確認）を担任等が確認すること。その際、担当者一人に負担がかからないよう、分担を行うこと。
- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援ができるよう、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応すること。
- ・ 感染の判明や濃厚接触者の特定等により、学校行事が延期になったり、部活動の試

合に出場できなかつたりすることで、一部の児童生徒に非難が集中し、いじめや差別を受けることがないように、適切に指導すること。

- ・ コロナワクチン接種は、児童生徒や保護者の希望によって行われるものであり、接種・未接種の意思がともに尊重されるようにすること。特に、接種・未接種の児童生徒が判別されることのないように注意すること。
- ・ ワクチン接種による欠席や副反応による体調不良等で欠席した場合は、出席停止とする等、本人に不利が生じないように、柔軟に対応すること。

3 児童生徒及び教職員が感染者又は濃厚接触者に特定された場合の対応

下記に該当する場合、本人や保護者から学校に速やかに連絡をするよう、協力依頼をし、学校は連絡体制を整備しておくこと。但し、新入生等への対応については、令和4年3月3日付け3教保第100309号を参照すること。

(1) 感染者と判明した場合

(2) 濃厚接触者に特定された場合

- ※ (1)に該当した場合、速やかに管理職を中心とした関係職員と情報共有を図ったうえで、担当課へ連絡すること。
- ※ 状況により、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行う場合は、様式⑤を保健体育課へ提出すること。
- ※ (2)の場合で、その後、感染が判明した場合は必ず報告すること。
- ※ 感染者が発生した場合は、学校医と相談の上、学校感染対策検査実施事業の活用を図るとともに、迅速に臨時休業を行うこと。
- ※ 県立特別支援学校においては、児童生徒及び教職員が感染者となった場合、濃厚接触者等の特定に必要な情報の提供等、保健所に協力すること。

4 各教科や特別活動等における感染症対策

文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.11.22 Ver.7)」を参照するとともに、特に下記の点に留意すること。

(1) 各教科における対応

- ・ 各教科における「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行ったうえで実施することを検討すること。
- ・ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはさせず、器具や用具を共有で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。

(2) 特別活動等についての対応

- ・ 修学旅行等の宿泊を伴う活動については、適切な感染防止策を十分講じたうえで緊急事態宣言対象区域及びまん延防止等重点措置区域での活動を除き、可とする。
- ・ 出発1週間前から「健康観察の記録表」等を活用し、入念に健康観察を行うこと。
- ・ 宿泊を伴う活動で、これらの区域以外の区域や県内での活動も、訪問先の状況等を勘案の上、実施の可否を検討すること。

- ・ 五色台少年自然センター、屋島少年自然の家での集団宿泊学習は、「集団宿泊学習感染症対策マニュアル」による感染症対策を徹底したうえで、受入れを行う。
- ・ 宿泊を伴わない活動においても、感染状況を勘案のうえ、実施の可否を慎重に判断するとともに、実施にあたっては、感染症対策を徹底すること。

5 部活動

(1) 実施の可否について

	区分	実施の可否
ア	自校のみの練習	○
イ	県内の学校との練習試合を含めた交流・合同練習等	○
ウ	県内大会等への参加	○
エ	全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連、高文連等が主催する大会等への参加	
オ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記エを除く）	×
カ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい、県外の卒業生等の練習参加	○

<カにおける留意点>

- ・ 以下の区域との交流は禁止とする。
 - i 緊急事態宣言対象区域
 - ii まん延防止等重点措置区域

(2) 実施上の留意点

※ 別紙「部活動実施マニュアル～4月6日からの部活動について～」参照

6 その他

- ・ 香川県作成の「新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針」や香川県教育委員会作成「学校における感染症予防対策ガイドライン ver. 3」に示されている内容を確認し、留意すること。
- ・ 学校行事等の開催にあたっては、3密の回避を徹底すること。
- ・ 昼食時等、食事の前後での手洗いを徹底し、一方向を向いて食事をする、食事中は会話をしない等、飛沫を飛ばさない対策を徹底すること。
- ・ 授業及び部活動終了後は、児童生徒間で会食をせず、速やかに帰宅するよう、周知すること。
- ・ マスクの着脱については、適切な着用を行うとともに、これまでの通知を遵守し、健康状態等様々な理由でマスクを着用する、またはできない児童生がいじめや差別を受けることがないように、適切に指導すること。
- ・ 気候上可能な限り、常時換気を行い、常時換気が難しい場合は、30分に1回以上数分間程度、窓を全開にし、換気を行うこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症による出席停止及び臨時休業中は、自宅待機をするよう、保護者に協力依頼をすること。また、その間、発熱等の風邪症状がある場合は、

速やかに病院受診をし、主治医に身近な人が感染している旨を伝えるよう、周知しておくこと。

- 本通知に示していない感染症対策についても、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.11.22 Ver.7)」を参照し、全教職員が対応に当たるとともに、教職員も自身の健康観察に努めること。
- 休日に友人宅で宿泊したり、感染症対策なく食事を共に摂ったりすることで、感染が拡大する例もあることから、休日中の感染症対策も含め、指導すること。
- 濃厚接触者及び感染者やその家族等はもちろんのこと、県外等校区外からの転入生等が、不当な理由でいじめや差別を受けることがないように、人権に最大限配慮するとともに、該当の児童生徒及び教職員が学校に復帰しやすいよう、環境を整えること。